

地震に対する非常措置について

陽春の候、保護者の皆さまにおかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日ごろは、本校教育にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、京都市において震度5弱以上の地震が発生した場合は、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

また、災害時には、電話やメール等が集中し、ご家庭との連絡が困難になることが予想されます。学校からは可能な範囲で学校ホームページならびに京都市PTA・学校幼稚園配信メールでお知らせをさせていただきますが、災害に関する情報については、各家庭で情報収集していただきますようお願いいたします。

なお、この非常措置は、本校が立地する京都市東山区だけではなく、京都市域のいずれかの行政区で震度5弱以上を観測した場合の措置です。

記

◆「京都市域のいずれかの行政区で震度5弱以上の地震が発生した場合」

1 登校前に発生した場合

(1)以下の通り、次の登校日を臨時休業とします。

- 下校後、午前0時までに発生した場合……翌日を臨時休業
 - 午前0時以降、登校までに発生した場合……当日を臨時休業
 - 休業日、休業日前日に発生した場合……原則として休業日明け(※)の登校日を臨時休業
- (※)休業日明け = 日曜日の場合、月曜日が臨時休業 金曜日の場合、週明け月曜日が臨時休業
- *安全が確認でき、授業を実施する場合は、ホームページや電話等により授業等を実施する旨を連絡します。
- *職場実習につきましても、原則として同じ扱いとします。実習先には学校から連絡します。

(2)臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認の上、改めて学校から連絡します。

2 在校中に発生した場合

(1)直ちに臨時休業とします。

(2)下校の安全が確認できるまでは学校に残ることとし、安全が確認できれば下校します。また、下校時間を変更することがあります。

(3)不測の事態においては、保護者と連絡がとれるまで学校にとどまり、学校ホームページや京都市PTA・学校幼稚園配信メール(登録者)等で「学校への留め置き」「外部の避難場所への移動」「保護者への引き渡し」等の対応について連絡します。

*職場実習中は、学校が実習先及び保護者と連絡を取り、必要な対応を行います。